

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年8月14日

【中間会計期間】 第27期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

【会社名】 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

【英訳名】 Golf Digest Online Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石坂 信也

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 (03)5656-2888

【事務連絡者氏名】 執行役員最高財務責任者 中村 怜

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 (03)5656-2888

【事務連絡者氏名】 執行役員最高財務責任者 中村 怜

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 中間連結会計期間	第27期 中間連結会計期間	第26期
会計期間	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
売上高 (千円)	27,918,580	27,920,447	57,006,589
経常損失 () (千円)	480,888	2,253,618	862,458
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失 () (千円)	1,040,713	2,262,133	1,698,531
中間包括利益又は包括利益 (千円)	1,187,068	1,907,893	1,865,660
純資産額 (千円)	608,155	1,900,978	3,035
総資産額 (千円)	49,112,223	42,780,390	47,152,915
1株当たり中間(当期)純損失 () (円)	68.64	137.87	117.86
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	1.2	4.5	0.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	455,360	1,066,649	1,956,101
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,498,471	809,350	3,071,428
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	302,544	305,643	502,675
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	2,089,564	2,155,052	2,183,135

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第26期及び第27期中間連結会計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについては、以下に記載の「継続企業の前提に関する重要事象等について」を除き、重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純損失1,698百万円を計上し、債務超過3百万円となったことを受け、当社が複数の金融機関と締結している金銭消費貸借契約及びA種優先株式を有する株主と締結している優先株式投資契約に定める財務制限条項の一部に抵触しました。このため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとして「継続企業の前提に関する注記」を記載しておりました。

しかしながら、財務制限条項に抵触した上述の金銭消費貸借契約及び優先株式投資契約については、当該金融機関及びA種優先株式を有する株主との協議により、株式会社TGTホールディングスによる当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の成立を条件に、2025年12月末までは期限の利益喪失に伴う権利行使をしない旨の同意を得ていること及び2025年7月4日付にて本公開買付けが成立したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況は一部存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められなくなったと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当中間連結会計期間（2025年1月1日～2025年6月30日）の日本経済は、底堅い企業収益とインバウンド需要の回復に支えられたものの、物価高騰による個人消費の節約志向からGDP成長率は横ばいで推移しております。一方、米国経済は、消費の減速や高金利の影響が見られたものの、堅調な雇用市場に支えられ、全体として底堅く推移しました。しかしながら、地政学的リスクや各国の金融政策の方向性等、依然として先行きは不透明な状況にあります。

インターネットを取り巻く環境は、Eコマース市場や各種インターネット関連サービス市場等が成長を続けております。また、IoT、AIに代表されるデジタル技術は進化し続けており、様々な場面においてデジタル化が進んでおります。ゴルフ市場においても進化するデジタル技術や生活スタイルの変化に伴い、ゴルファーの需要スタイルも多様化し日々変化しております。

このような環境下、当社グループはゴルフ専門のITサービス企業として圧倒的な情報量とゴルフに特化したサービス力を強みに、ゴルファーにより快適で楽しいゴルフライフを提供してまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間（2025年1月1日～2025年6月30日）の売上高は27,920百万円（前年同期比0.0%増）となりました。また利益面では、特に国内セグメントにおける増収増益が寄与しEBITDAは1,406百万円（前年同期比15.1%増）となりましたが、のれん等の償却等から営業損失960百万円（前年同期は営業損失1,104百万円）となりました。一方、円高の影響から為替差損890百万円を計上する等、経常損失2,253百万円（前年同期は経常損失480百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失2,262百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失1,040百万円）となりました。

主要セグメント別の業績は次のとおりであります。

「国内」セグメント

当中間連結会計期間における「国内」セグメントの業績は、売上高14,272百万円（前年同期比2.4%増）となりました。また、売上成長に伴い売上総利益が増加したこと、継続的な販管費コントロールが奏功したこと等から、セグメント利益は846百万円（前年同期比58.8%増）となりました。

「海外」セグメント

当中間連結会計期間における「海外」セグメントの業績は、ゴルフ弾道測定器事業は順調に成長したものの、

GOLFTEC事業における売上の先行指標では改善が見られる一方で、売上として表出するのが下期以降となる見通しであるため、売上高13,648百万円（前年同期比2.3%減）となりました。また、GOLFTEC事業におけるコーチ増員や事業拡大のための先行費用等の増加及びのれん等の償却によりセグメント損失は1,807百万円（前年同期はセグメント損失1,637百万円）となりました。

（２）財政状態の分析

当中間連結会計期間末の財政状況は、総資産42,780百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,372百万円減少しました。負債は、前連結会計年度末に比べ2,474百万円減少の44,681百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べて1,897百万円減少し、1,900百万円となりました。

資産については、有形固定資産が2,401百万円、無形固定資産が2,023百万円減少しました。負債については、短期借入金が247百万円増加した一方、リース債務（長期）が1,389百万円、長期借入金が1,039百万円減少しました。利益剰余金は2,262百万円の減少となりました。

（３）キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して28百万円減少し、2,155百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、1,066百万円の収入（前年同期は455百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失2,288百万円のほか、非資金項目である減価償却費1,758百万円、のれん償却額608百万円、営業活動に関連しない為替差損793百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、809百万円の支出（前年同期は1,498百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出213百万円、無形固定資産の取得による支出611百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、305百万円の支出（前年同期は302百万円の収入）となりました。これは主に、短期借入金の借入による純増加額452百万円が長期借入金の返済による支出757百万円を下回ったことによるものであります。

（４）経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間末において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（５）事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

（６）研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,164,000
A種優先株式	60,000
計	59,224,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,274,000	18,274,000	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数 100株
A種優先株式	60,000	60,000		単元株式数 1株(注)
計	18,334,000	18,334,000		

(注) 当社の定款「第2章の2 種類株式」において、種類株式について次のとおり定めております。また、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めております。

(第2章の2 種類株式)

(A種優先株主に対する剰余金の配当)

- 第11条の2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主とあわせて、以下、「A種優先株主等」という。)に対し、第5項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。
- 2 A種優先配当金の額は、100,000円(以下、「払込金額相当額」という。)に、A種優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2022年11月25日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき(第4項に定める本累積未払配当金相当額の配当をしたとき除く。)は、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。なお、「A種優先配当年率」とは、当初年率6.50%とし、払込期日から1年経過するごとに、払込期日の各応当日に年率0.5%ずつ加算されるものとする。
- 3 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及び本累積未払配当金相当額(次項に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- 4 ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積した本累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本項において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種優先株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当

年率（但し、当該事業年度のうち払込期日の応当日の前日（同日を含む。）までの間は当該事業年度開始時点において適用あるA種優先配当年率を、当該事業年度のうち払込期日の応当日（同日を含む。）以降は、第2項なお書に従い年率0.5%を加算されたA種優先配当年率をそれぞれ適用するものとする。）で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「本累積未払配当金相当額」という。）については、次項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われる本累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 5 A種優先配当金、本累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、本累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

（A種優先株主に対する剰余財産の分配）

第11条の3 当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第4項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、本累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「本剰余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、剰余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして本累積未払配当金相当額を計算し、また、前条第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額を計算する。なお、本剰余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

- 2 A種優先株主等に対しては、前項の場合のほか、剰余財産の分配は行わない。
- 3 A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。
- 4 A種優先株式及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る剰余財産の分配を第1順位、普通株式に係る剰余財産の分配を第2順位とする。

（A種優先株主の議決権）

第11条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得請求権）

第11条の5 A種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種優先株主が指定する日（当該日が営業日（日本において銀行が休日とされる日以外の日を意味し、本要項において以下同様とする。）でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の5営業日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。但し、償還請求日においてA種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ、取得請求される株数に応じた比例按分の方法により、当会社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

- 2 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

（A種優先株式にかかる金銭を対価とする取得条項）

第11条の6 当社は、2022年11月25日以降（同日を含む。但し、2024年11月25日以降（同日を含む。）2025年5月24日（同日を含む。）までの期間を除く。）当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の15営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内にお

いて、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、第11条の2第4項に定める本累積未払配当金相当額の計算及び第11条の3第3項に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、本累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

（A種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

第11条の7 当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

2 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

（剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が不足する場合の処理）

第11条の8 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、剰余金の配当又は残余財産の分配原資の範囲内で、剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

（2）【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	-	普通株式 18,274,000 A種優先株式 60,000	-	1,458,953	-	1,420,071

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
石坂 信也	アメリカ合衆国カリフォルニア州	3,241,200	17.74
(株)ゴルフダイジェスト社	東京都港区新橋6-18-5	1,750,000	9.58
(株)モーターマガジン社	東京都港区新橋5-33-10	1,600,000	8.76
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂イン ターシティAIR	1,304,700	7.14
木村 玄一	東京都大田区	1,150,000	6.29
木村 正浩	東京都港区	800,000	4.38
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証 券(株))	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町1-9-7大手 町フィナンシャルシティサウスタワー)	736,700	4.03
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (東京都千代田区丸の内1-4-5)	704,962	3.86
みずほ証券(株)	東京都千代田区大手町1-5-1	464,200	2.54
モルガン・スタンレーMUFG証券(株)	東京都千代田区大手町1-9-7大手町 フィナンシャルシティサウスタワー	269,301	1.47
計		12,021,063	65.78

- (注) 1. 「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、発行済株式の総数から議決権のない自己株式(393株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、「株式給付信託(BBT)」に係る(株)日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式67,600株が含まれておりません。
2. 下記の大量保有報告書(変更報告書を含む)が公衆の従来に供されておりますが、当社として当中間会計期間末現在における各社の実質所有株式数の確認ができないため、上記には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	報告義務発生日	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレーMUFG証券(株)	2025年6月30日	268,299	1.46
野村證券(株)	2025年6月30日	300	0.00
ノムラ インターナショナル ピーエ ルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)	2025年6月30日	779,674	4.25
野村アセットマネジメント(株)	2025年6月30日	338,600	1.85

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
石坂 信也	アメリカ合衆国カリフォルニア州	3,241,200	17.74
(株)ゴルフダイジェスト社	東京都港区新橋 6 - 18 - 5	1,750,000	9.58
(株)モーターマガジン社	東京都港区新橋 5 - 33 - 10	1,600,000	8.76
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区赤坂 1 - 8 - 1 赤坂イン ターシティAIR	1,304,700	7.14
木村 玄一	東京都大田区	1,150,000	6.29
木村 正浩	東京都港区	800,000	4.38
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証 券(株))	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町 1 - 9 - 7 大手 町フィナンシャルシティサウスタワー)	736,700	4.03
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 5)	704,962	3.86
みずほ証券(株)	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1	464,200	2.54
モルガン・スタンレーMUFG証券(株)	東京都千代田区大手町 1 - 9 - 7 大手町 フィナンシャルシティサウスタワー	269,301	1.47
計		12,021,063	65.78

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	60,000		2022年11月25日を払込期日とする第三者割当増資により発行されたA種優先株式となります。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,268,700	182,687	
単元未満株式	普通株式 5,000		
発行済株式総数	18,334,000		
総株主の議決権		182,687	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、「株式給付信託(BBT)」に係る(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式67,600株(議決権676個)が含まれています。

【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)ゴルフダイジェスト・ オンライン	東京都品川区東五反田 2-10-2	300		300	0.0
計		300		300	0.0

(注) 上記の他、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式67,600株は、上記「自己名義所有株式数」に含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

当社は連結財務諸表規則第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,183,135	2,155,052
売掛金	4,219,530	3,470,137
商品	6,154,128	6,750,656
仕掛品	202	8,653
貯蔵品	245,031	189,953
その他	2,210,807	2,437,202
貸倒引当金	5,088	958
流動資産合計	15,007,747	15,010,697
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,896,234	9,339,350
工具、器具及び備品	4,597,178	4,633,766
使用権資産	9,112,651	7,809,050
その他	409,904	78,922
減価償却累計額	7,489,705	7,736,601
有形固定資産合計	16,526,263	14,124,488
無形固定資産		
のれん	7,720,298	6,475,285
その他	6,908,958	6,130,774
無形固定資産合計	14,629,256	12,606,059
投資その他の資産		
その他	996,622	1,046,118
貸倒引当金	6,974	6,974
投資その他の資産合計	989,648	1,039,143
固定資産合計	32,145,168	27,769,692
資産合計	47,152,915	42,780,390

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,485,862	3,811,899
短期借入金	9,188,962	9,436,779
1年内返済予定の長期借入金	1,545,671	1,502,951
未払法人税等	563,556	62,427
契約負債	6,721,683	6,773,866
賞与引当金	-	40,008
ポイント引当金	36,141	34,186
株主優待引当金	45,786	15,964
その他	5,293,225	5,138,715
流動負債合計	26,880,888	26,816,798
固定負債		
長期借入金	10,583,279	9,543,443
リース債務	9,161,767	7,771,887
役員退職慰労引当金	-	6,006
役員株式給付引当金	53,826	68,295
資産除去債務	375,943	377,520
その他	100,245	97,418
固定負債合計	20,275,062	17,864,570
負債合計	47,155,951	44,681,369
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,458,953	1,458,953
資本剰余金	229,977	229,977
利益剰余金	1,865,507	4,127,641
自己株式	77,517	77,517
株主資本合計	254,093	2,516,227
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	240,166	594,406
その他の包括利益累計額合計	240,166	594,406
新株予約権	10,892	20,842
純資産合計	3,035	1,900,978
負債純資産合計	47,152,915	42,780,390

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日)
売上高	27,918,580	27,920,447
売上原価	18,939,784	19,068,334
売上総利益	8,978,796	8,852,112
販売費及び一般管理費	10,083,249	9,812,731
営業損失()	1,104,452	960,618
営業外収益		
受取利息	18	564
為替差益	954,138	-
業務受託収入	-	32,230
その他	22,512	31,207
営業外収益合計	976,670	64,002
営業外費用		
支払利息	347,286	358,623
為替差損	-	890,708
その他	5,819	107,671
営業外費用合計	353,105	1,357,002
経常損失()	480,888	2,253,618
特別利益		
固定資産売却益	34,959	13,813
資産除去債務履行差額	8,873	3,260
特別利益合計	43,832	17,073
特別損失		
固定資産除却損	14,273	13,964
訴訟関連損失	86,534	6,622
特別退職金	42,810	31,198
その他	4,226	-
特別損失合計	147,844	51,785
税金等調整前中間純損失()	584,900	2,288,330
法人税、住民税及び事業税	485,359	21,628
法人税等調整額	29,545	47,824
法人税等合計	455,813	26,196
中間純損失()	1,040,713	2,262,133
親会社株主に帰属する中間純損失()	1,040,713	2,262,133

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
中間純損失()	1,040,713	2,262,133
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	146,354	354,240
その他の包括利益合計	146,354	354,240
中間包括利益	1,187,068	1,907,893
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,187,068	1,907,893

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	584,900	2,288,330
減価償却費	1,701,946	1,758,569
のれん償却額	624,251	608,107
ポイント引当金の増減額(は減少)	8,413	1,954
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,496	3,810
賞与引当金の増減額(は減少)	40,008	40,008
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	6,006	6,006
株主優待引当金の増減額(は減少)	2,079	29,822
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	4,886	14,468
受取利息及び受取配当金	18	564
支払利息	347,286	358,623
為替差損益(は益)	907,053	793,352
訴訟関連損失	86,534	6,622
特別退職金	42,810	31,198
資金調達費用	998	998
固定資産除却損	14,273	13,964
売上債権の増減額(は増加)	184,448	647,772
棚卸資産の増減額(は増加)	218,523	756,386
仕入債務の増減額(は減少)	565,050	474,835
契約負債の増減額(は減少)	77,880	563,899
その他の資産の増減額(は増加)	322,772	388,183
その他の負債の増減額(は減少)	505,489	185,916
その他	18,619	21,886
小計	1,251,389	2,013,404
利息及び配当金の受取額	18	564
利息の支払額	342,287	403,968
訴訟関連損失の支払額	52,323	6,622
特別退職金の支払額	42,810	31,198
法人税等の支払額	358,626	505,529
営業活動によるキャッシュ・フロー	455,360	1,066,649

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	714,023	213,227
無形固定資産の取得による支出	807,165	611,668
敷金の回収による収入	-	2,150
敷金の差入による支出	3,808	-
その他	26,526	13,395
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,498,471	809,350
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,067,034	452,744
長期借入金の返済による支出	763,339	757,363
資金調達費用の支出	998	998
配当金の支払額	152	25
財務活動によるキャッシュ・フロー	302,544	305,643
現金及び現金同等物に係る換算差額	36,190	20,259
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	704,376	28,083
現金及び現金同等物の期首残高	2,793,940	2,183,135
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 2,089,564	1 2,155,052

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

(財務制限条項)

当社グループの一部の借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びA種優先株式について、純資産及び利益等に関する一定の条件の財務制限条項が付されております（契約ごとに条項は異なります）。

なお、前連結会計年度末において財務制限条項への抵触が生じましたが、2025年7月4日付にて株式会社TGTホールディングスによる公開買付けが成立したことに伴い、当該金融機関及びA種優先株式を有する株主との協議により、2025年12月末までは期限の利益喪失に伴う権利行使をしない旨の同意を得た結果、当中間連結会計期間末において財務制限条項の抵触事由は解消しております。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
従業員給与	2,623,277千円	2,755,756千円
賞与引当金繰入額	39,558	39,624
退職給付費用	58,311	58,808
役員退職慰労引当金繰入額	6,006	6,006
株主優待引当金繰入額	2,079	-
貸倒引当金繰入額	7,498	187
ポイント引当金繰入額	8,413	1,954
役員株式給付引当金繰入額	7,412	14,468

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	2,089,564千円	2,155,052千円
現金及び現金同等物	2,089,564千円	2,155,052千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結損益 計算書計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,943,508	13,975,072	27,918,580	-	27,918,580
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	117,238	117,238	117,238	-
計	13,943,508	14,092,310	28,035,819	117,238	27,918,580
セグメント利益又は損失 ()	533,184	1,637,637	1,104,452	-	1,104,452

(注)1. セグメント売上高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失()と一致しております。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結損益 計算書計上額 (注)2
	国内	海外	計		
売上高					
外部顧客への売上高	14,272,404	13,648,043	27,920,447	-	27,920,447
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	56,274	56,274	56,274	-
計	14,272,404	13,704,317	27,976,721	56,274	27,920,447
セグメント利益又は損失 ()	846,650	1,807,268	960,618	-	960,618

(注)1. セグメント売上高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失()と一致しております。

(収益認識関係)

売上高の分解

当社グループは、売上高を主要なサービス及び収益認識の時期に基づき分解しております。分解した売上高と各報告セグメントの関連は次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

セグメント	(単位:千円)		
	国内	海外	合計
主要な財又はサービスのライン			
ゴルフ用品販売	9,439,857	3,115,576	12,555,433
ゴルフレッスン	451,987	7,727,943	8,179,930
ゴルフ場予約	2,587,382	-	2,587,382
ゴルフ練習場事業	852,936	-	852,936
ゴルフ弾道測定器事業	-	2,764,172	2,764,172
その他のサービス	611,344	367,380	978,724
	<u>13,943,508</u>	<u>13,975,072</u>	<u>27,918,580</u>
収益認識の時期			
一時点で移転される財	12,932,274	5,709,424	18,641,698
一定期間にわたり移転されるサービス	1,011,234	8,265,647	9,276,882
	<u>13,943,508</u>	<u>13,975,072</u>	<u>27,918,580</u>

(注) 売上高は、セグメント間の売上取引控除後の金額で表示しております。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

セグメント	(単位:千円)		
	国内	海外	合計
主要な財又はサービスのライン			
ゴルフ用品販売	9,558,900	2,850,045	12,408,945
ゴルフレッスン	449,123	7,380,971	7,830,094
ゴルフ場予約	2,723,572	-	2,723,572
ゴルフ練習場事業	877,053	-	877,053
ゴルフ弾道測定器事業	35,209	3,069,470	3,104,680
その他のサービス	628,544	347,556	976,101
	<u>14,272,404</u>	<u>13,648,043</u>	<u>27,920,447</u>
収益認識の時期			
一時点で移転される財	13,309,832	5,537,241	18,847,073
一定期間にわたり移転されるサービス	962,571	8,110,802	9,073,373
	<u>14,272,404</u>	<u>13,648,043</u>	<u>27,920,447</u>

(注) 売上高は、セグメント間の売上取引控除後の金額で表示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
(1) 1株当たり中間純損失 ()	68円64銭	137円87銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失 () (千円)	1,040,713	2,262,133
普通株主に帰属しない金額 (千円)	208,852	247,871
(うち優先配当額) (千円)	(208,852)	(247,871)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 () (千円)	1,249,566	2,510,005
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,204,491	18,206,007
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1. 株式給付信託(BBT)の信託口が保有する当社株式を「1株当たり中間純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前中間連結会計期間69,116株、当中間連結会計期間67,600株)。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式会社TGTホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けについて)

株式会社TGTホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)が2025年5月16日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(以下、当社株式及び本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、2025年7月3日をもって終了いたしました。

本公開買付けは、2025年7月4日付「株式会社TGTホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(以下「本公開買付け結果プレスリリース」といいます。)にて公表しているとおり、公開買付者より本公開買付けの結果について、当社株券等6,582,812株の応募があり、応募された当社株券等の総数が買付予定数の下限(3,599,800株)以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2025年7月10日(本公開買付けの決済の開始日)に本公開買付けの決済が行われ、同日付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が35.63%となるため、公開買付者は、新たに当社のその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。

(株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更)

. 株式併合について

1. 株式併合を行う目的及び理由

当社は2025年8月1日開催の取締役会において、2025年9月5日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の本存続予定株主(公開買付者及び石坂氏を除く本不応募合意株主(注)を総称しています。以下同じです。)のみとするため、下記「2. 株式併合の要

旨」の「(2) 株式併合の内容」に記載のとおり、当社株式5,300,000株を1株に併合する当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を本臨時株主総会及び本種類株主総会に付議することを決議いたしました。

(注)「本不応募合意株主」とは、石坂信也氏(所有株式数:3,241,200株)、当社の第2位株主である株式会社ゴルフダイジェスト社(所有株式数:1,750,000株)、当社の第3位株主である株式会社モーターマガジン社(所有株式数:1,600,000株)、当社の取締役かつ第6位株主である木村玄一氏(所有株式数:1,150,000株)及び当社の第6位株主である木村正浩氏(所有株式数:800,000株)が所有する当社株式(合計8,541,200株)をいいます。

なお、当社株式は、上記手続きの過程において、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年9月5日から2025年9月28日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年9月29日をもって上場廃止となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

本臨時株主総会基準日公告日及び 本種類株主総会基準日公告日	2025年6月26日(木)
本臨時株主総会基準日及び 本種類株主総会基準日	2025年7月11日(金)
取締役会決議日	2025年8月1日(金)
本臨時株主総会開催日及び 本種類株主総会開催日	2025年9月5日(金)(予定)
整理銘柄指定日	2025年9月5日(金)(予定)
当社株式の売買最終日	2025年9月26日(金)(予定)
当社株式の上場廃止日	2025年9月29日(月)(予定)
株式併合の効力発生日	2025年10月1日(水)(予定)

(2) 株式併合の内容

併合する株式の種類

普通株式

併合比率

当社株式について、5,300,000株を1株に併合いたします。

減少する発行済株式総数

18,268,309株

(注)当社は、2025年8月1日開催の取締役会において、2025年9月30日付で自己株式5,688株(2025年7月11日時点の自己株式393株及び2025年9月11日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託(BBT)が所有する当社株式5,295株の全部)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

効力発生前における発行済株式総数

18,328,312株(うち、普通株式18,268,312株、A種優先株式60,000株)

(注)効力発生前における発行済株式総数は、2025年8月1日現在の当社の発行済株式総数18,274,000株から、当社が2025年9月30日付で消却を行う予定の自己株式の数5,688株を控除した株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2025年8月1日付で開催された取締役会において決議しております。

効力発生後における発行済株式総数

60,003株(うち普通株式3株、A種優先株式60,000株)

効力発生日における発行可能株式総数

60,012株(うち普通株式の発行可能種類株式総数12株、A種優先株式の発行可能種類株式総数60,000株)

1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、本存続予定株主以外の

株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を本存続予定株主のみとするを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年9月29日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である430円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

・単元株式数の定め廃止について

1．廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は60,003株（うち普通株式3株、A種優先株式60,000株）となり、単元株式数を定める必要がなくなるによるものです。

2．廃止予定日

2025年10月1日

3．廃止の条件

本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「 。定款の一部変更について」に記載する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

・定款の一部変更について

1．定款変更の目的

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は60,012株（うち普通株式の発行可能種類株式総数12株、A種優先株式の発行可能種類株式総数60,000株）に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は60,003株（うち普通株式3株、A種優先株式60,000株）となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在、普通株式1単元100株、A種優先株式1単元1株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、当社定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は本存続予定株主のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第17条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2．定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年10月1日に効力が発生するものとします。

現行定款	変更案
------	-----

<p>第1条～第5条（条文省略）</p> <p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、59,224,000株とし、各種類の株式の発行可能株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 59,164,000株 A種優先株式 60,000株</p> <p>（単元株式数） 第7条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>（単元未満株主の権利制限） 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第9条～第12条（条文省略）</p> <p>（定時株主総会の基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>第14条～第16条（条文省略）</p> <p>（電子提供措置等） 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条～第42条（条文省略）</p>	<p>第1条～第5条（現行どおり）</p> <p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、60,012株とし、各種類の株式の発行可能株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 12株 A種優先株式 60,000株</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第7条～第10条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第11条～第13条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第14条～第38条（現行どおり）</p>
--	--

3. 定款変更の日程

2025年10月1日（水）（予定）

（自己株式の消却）

当社は、2025年8月1日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第178条の規定に基づき、当社が所有する自己株式を消却することを決議いたしました。

なお、当該自己株式の消却は、2025年9月5日開催予定の当社の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、当社が2025年8月1日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載の、2025年10月1日を効力発生日とする株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

1. 消却する株式の種類

当社普通株式

2. 消却する株式の数

5,688株（消却前の発行済株式総数に対する割合0.03%）

（注）小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 消却予定日

2025年9月30日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村 圭佑
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社TGTホールディングスによる普通株式及び新株予約権に対する公開買付けが成立したことから、同社は公開買付けに応募された会社株式及び新株予約権の全てを取得することとなった旨の報告を受けている。また、会社は2025年8月1日開催の取締役会において、2025年9月5日開催予定の臨時株主総会及び種類株主総会における株式併合、単元株式数の定め廃止、定款の一部変更及び自己株式の消却についての付議を決議した。株式併合及び所定の手続が予定通り行われた場合、会社の株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、2025年9月29日をもって上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。